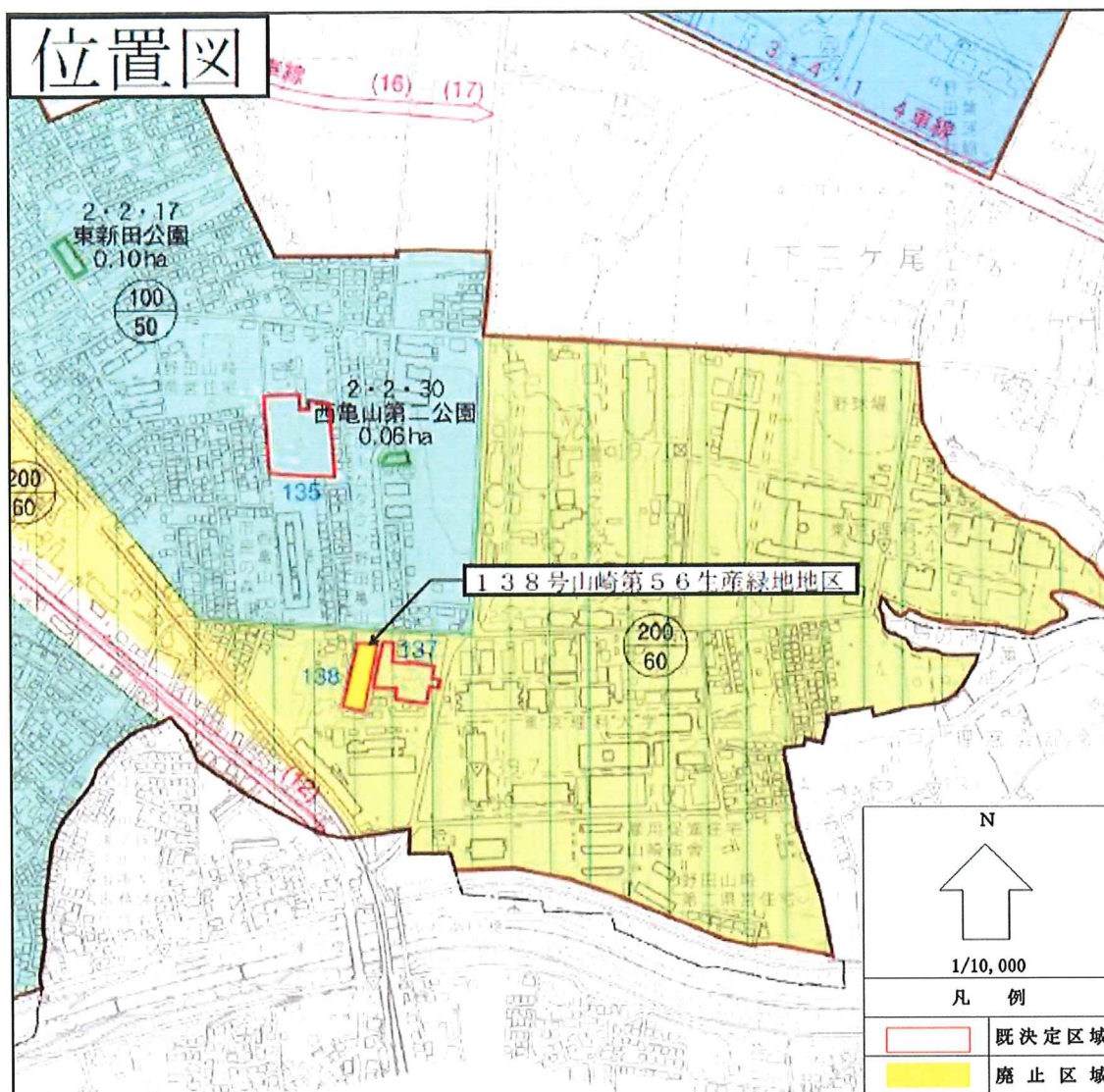
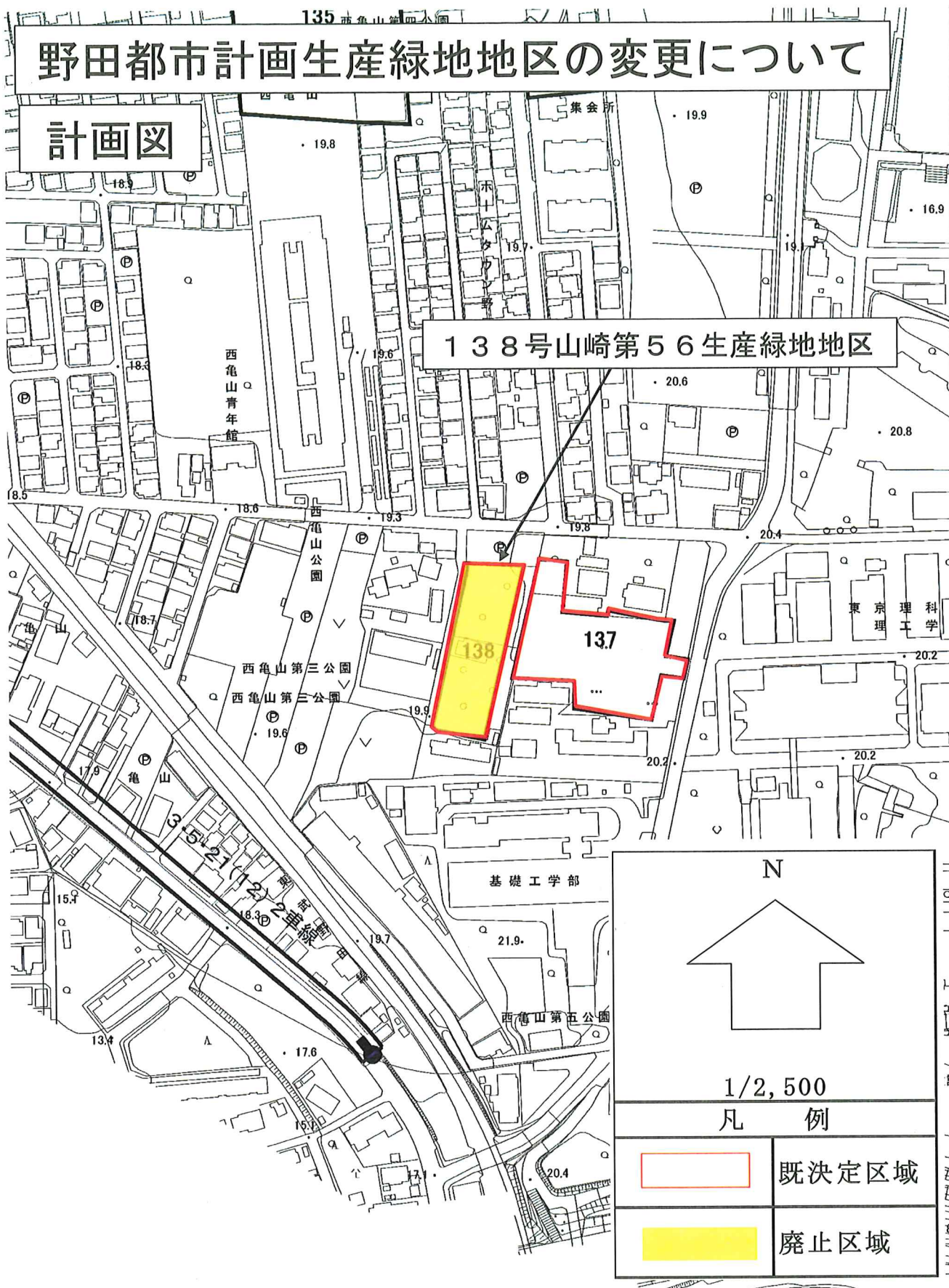


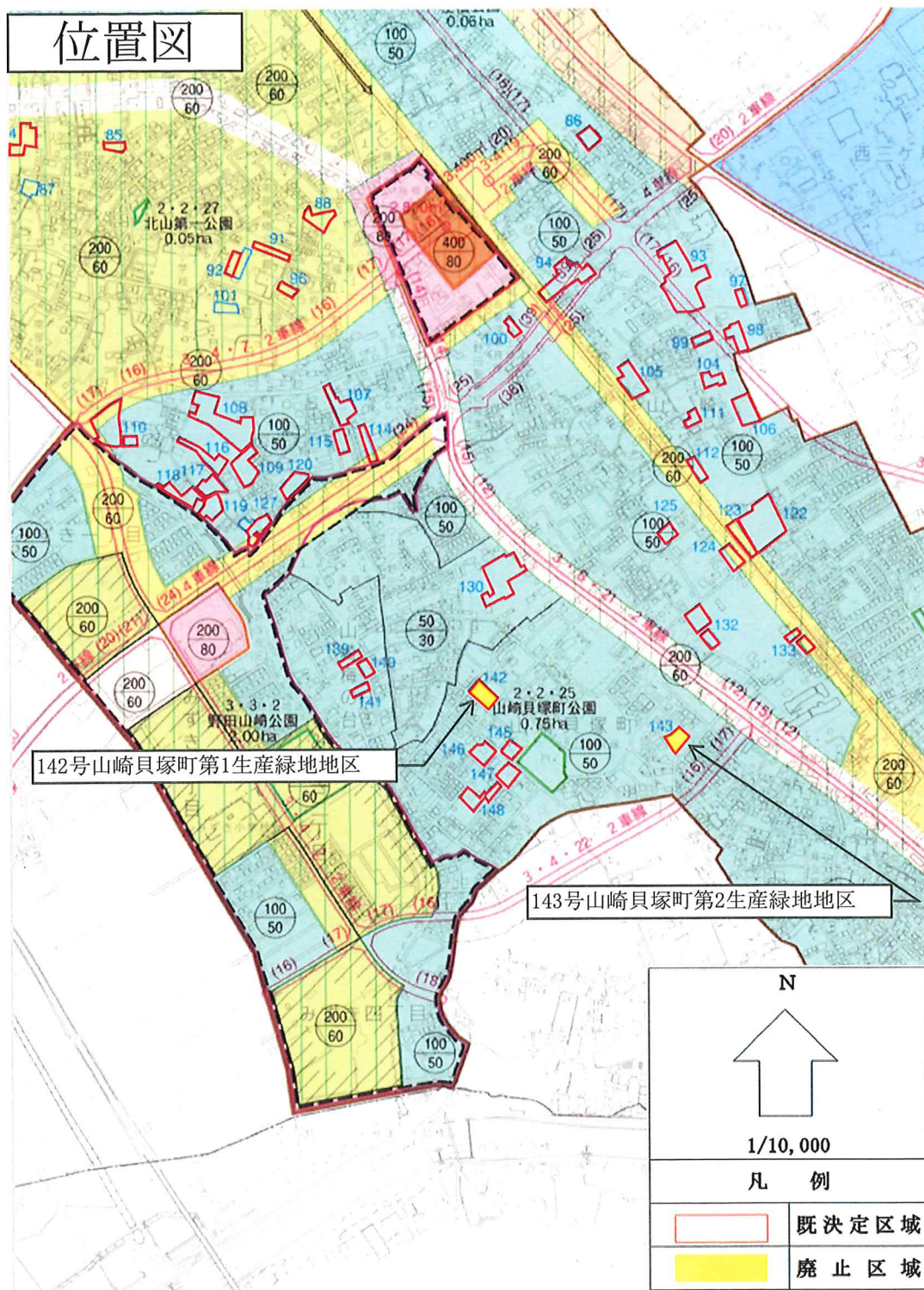


野田都市計画生産緑地地区の変更について

計画図

138号山崎第56生産緑地地区

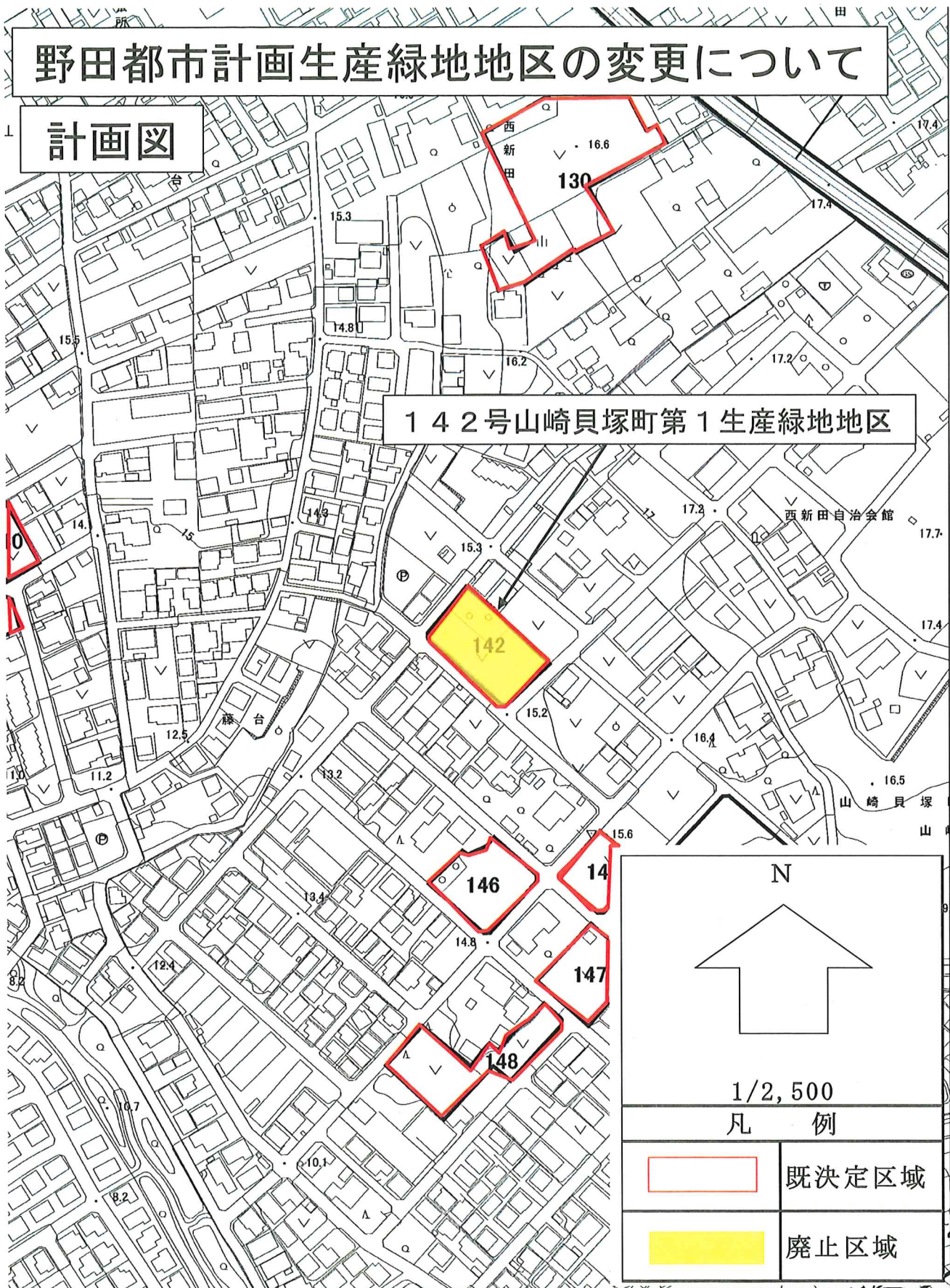




野田都市計画生産緑地地区の変更について

計画図

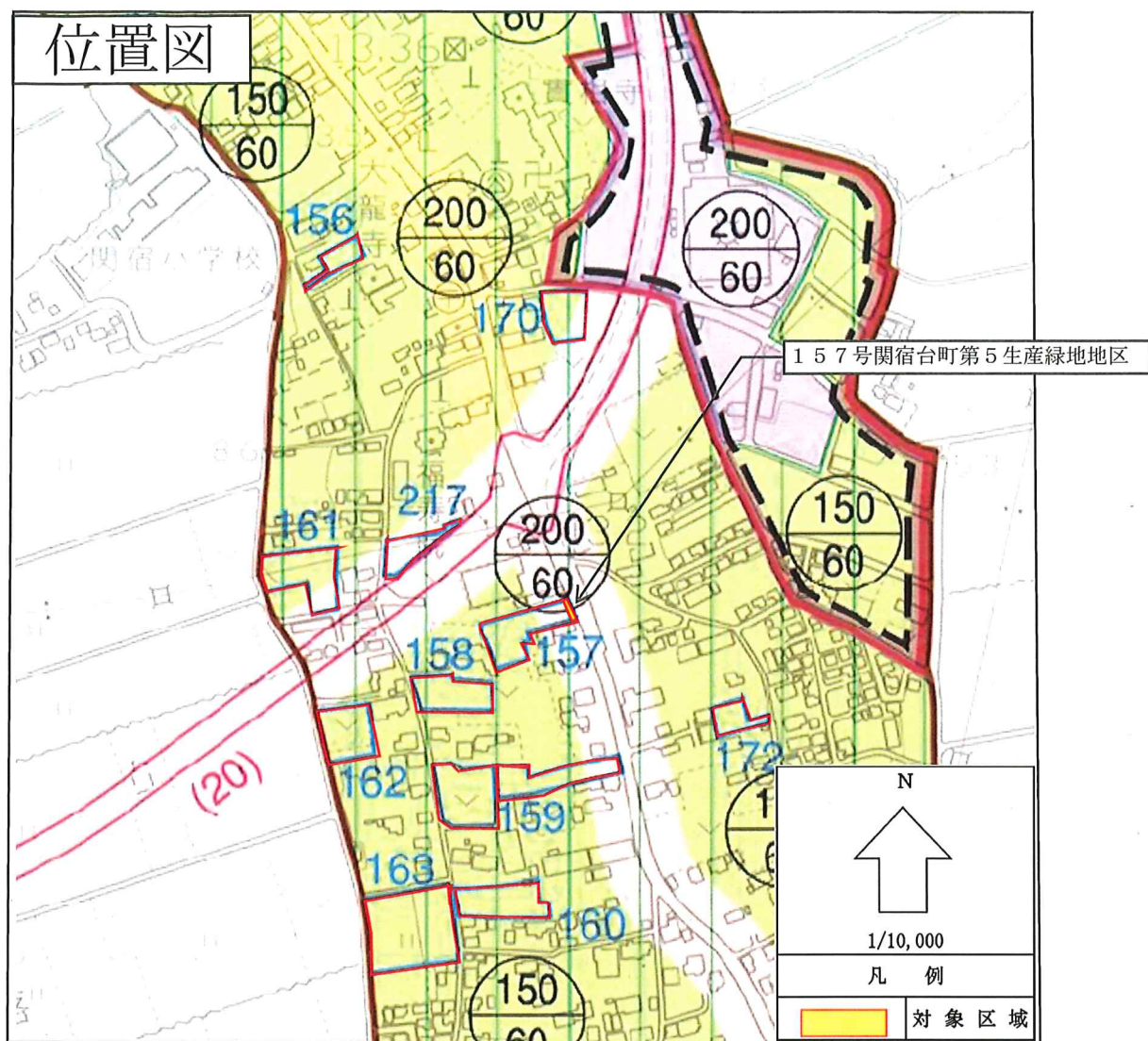
142号山崎貝塚町第1生産緑地地区



計画図

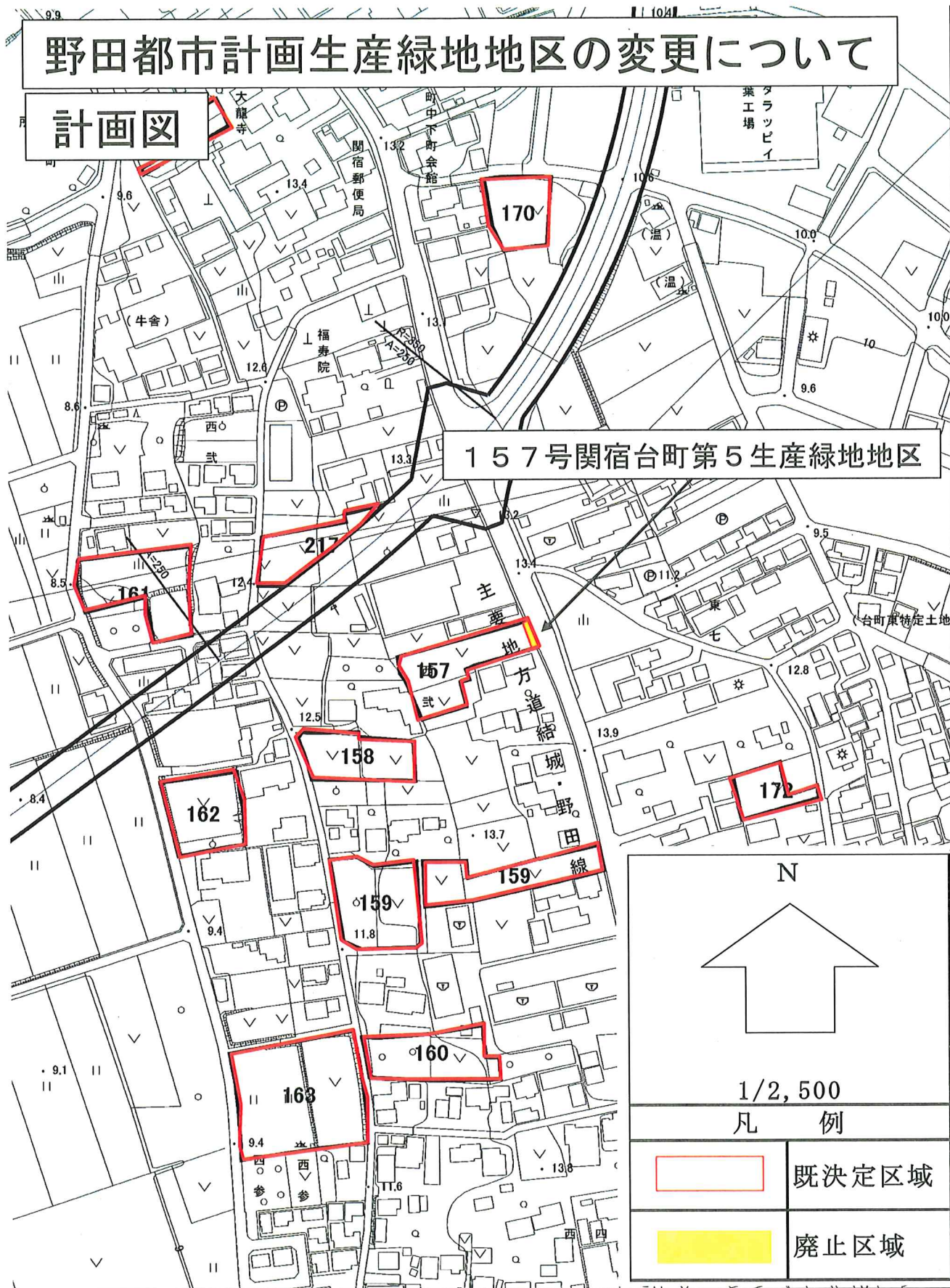
143号山崎貝塚町第2生産緑地地区

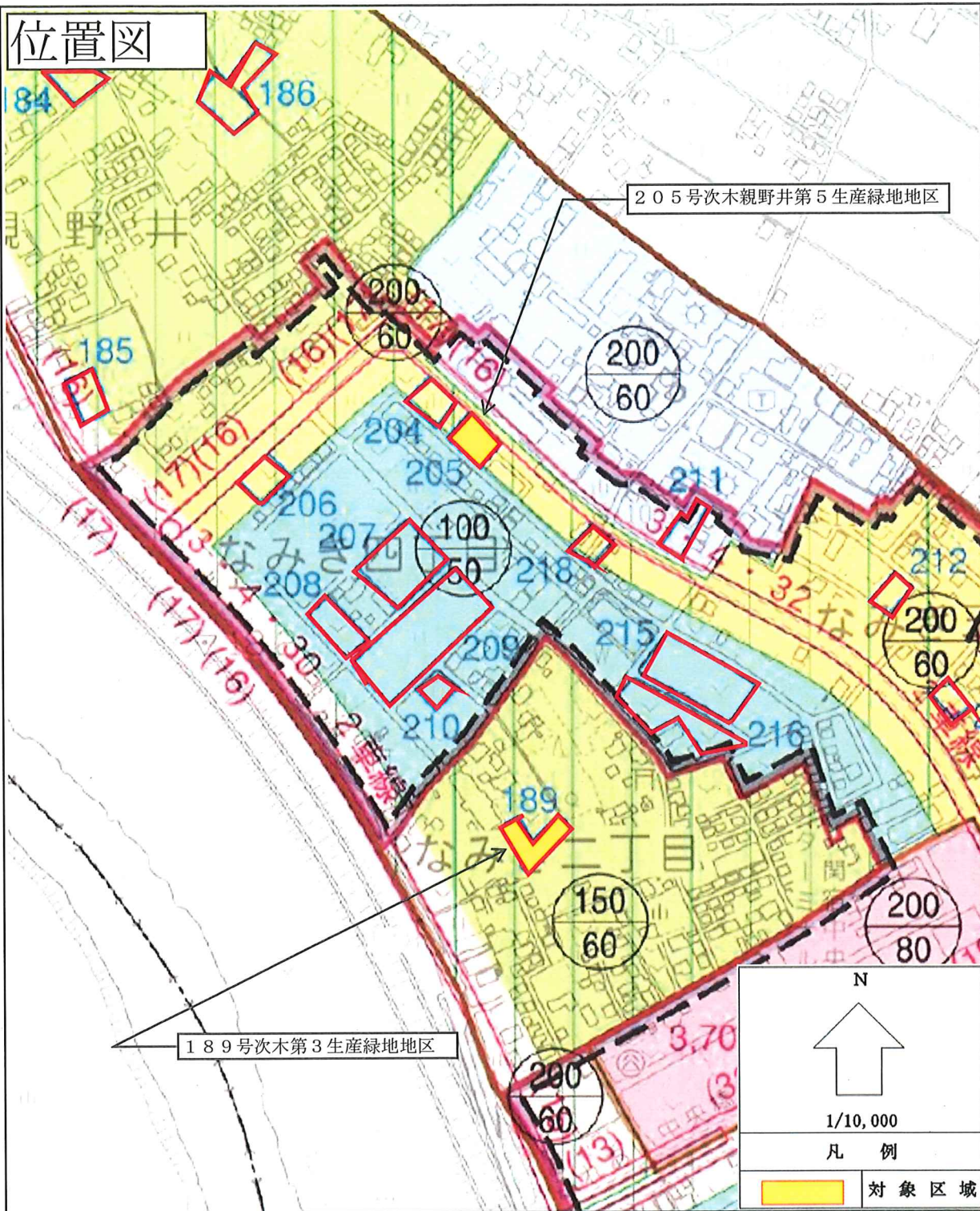




野田都市計画生産緑地地区の変更について

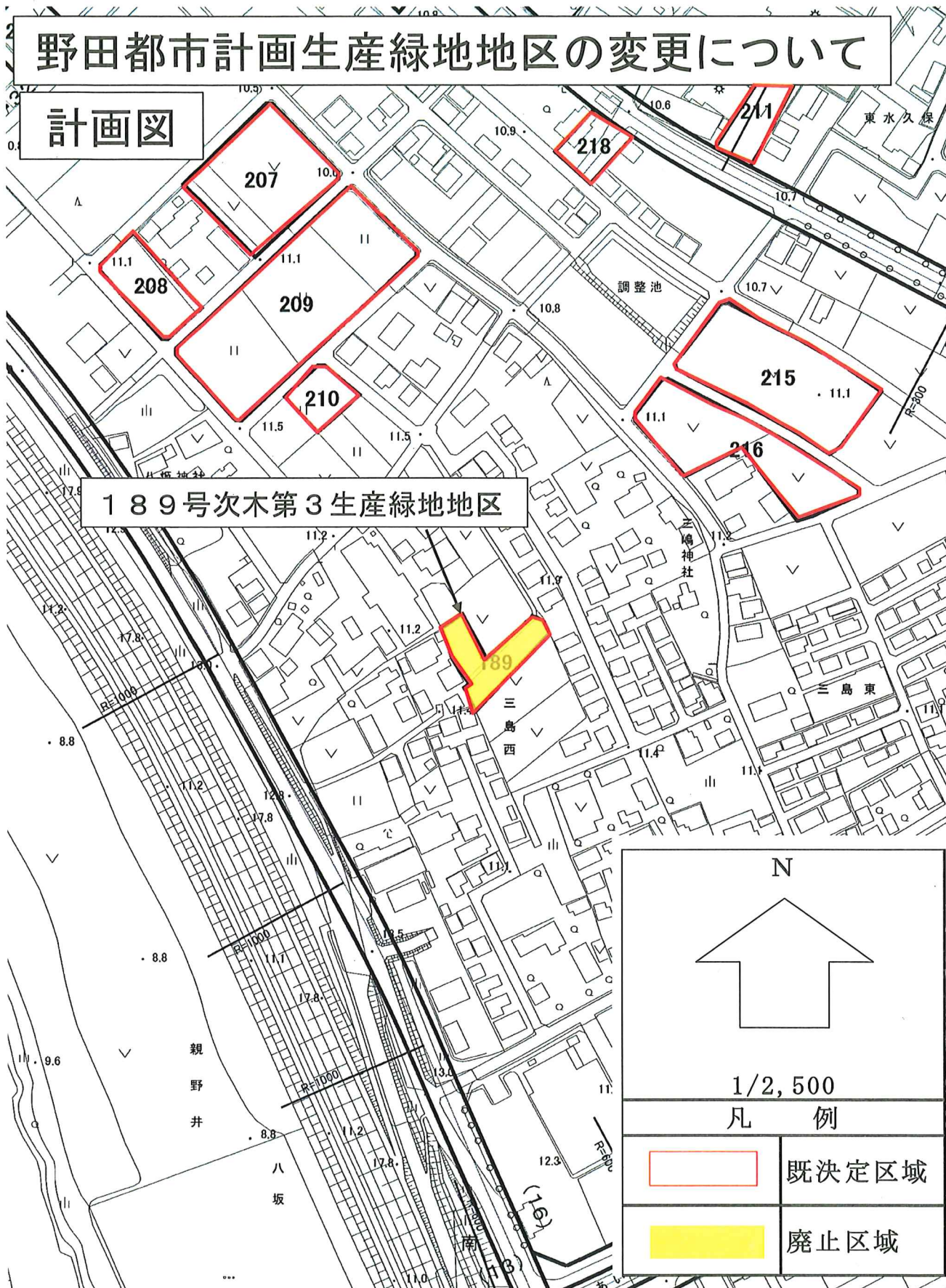
計画図





野田都市計画生産緑地地区の変更について

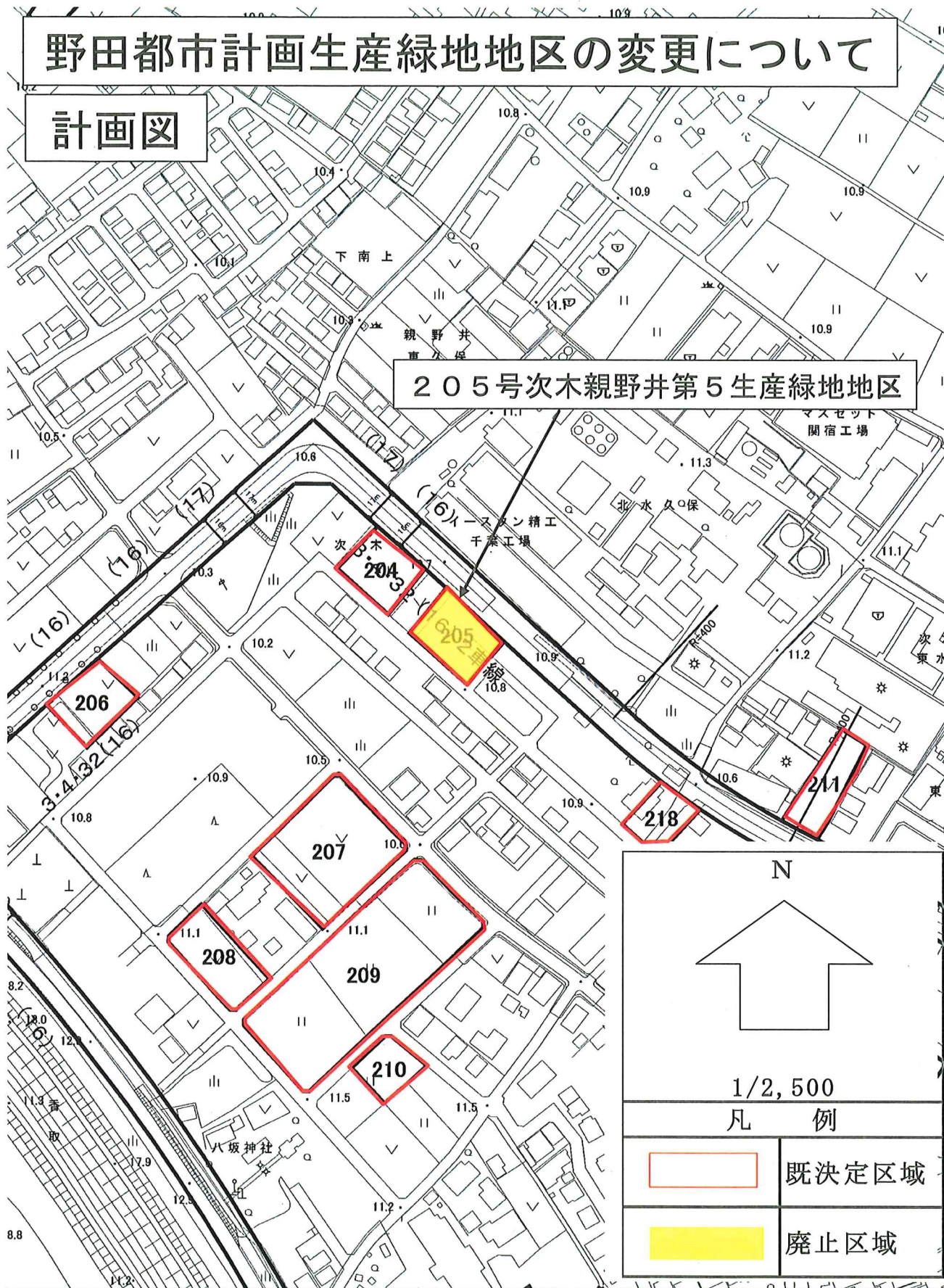
計画図



野田都市計画生産緑地地区の変更について

計画図

205号次木親野井第5生産緑地地区



野田都市計画生産緑地地区の変更（野田市決定）（案）

野田都市計画生産緑地地区中 10 号尾崎第 5 生産緑地地区ほか 35 地区を次のように変更する。

名 称		面 積	備 考
番 号	生 産 緑 地 名		
10	尾 崎 第 5 生 産 緑 地 地 区	—	廃止 △約 0.34ha
15	尾 崎 第 10 生 産 緑 地 地 区	—	廃止 △約 0.07ha
20	尾 崎 第 15 生 産 緑 地 地 区	約 0.10ha	一部廃止 △約 0.02ha
24	尾 崎 第 19 生 産 緑 地 地 区	—	廃止 △約 0.26ha
25	尾 崎 第 20 生 産 緑 地 地 区	—	廃止 △約 0.08ha
30	尾 崎 第 25 生 産 緑 地 地 区	—	廃止 △約 0.07ha
33	岩 名 一 丁 目 生 産 緑 地 地 区	—	廃止 △約 0.34ha
36	春 日 町 第 3 生 産 緑 地 地 区	—	廃止 △約 0.11ha
37	春 日 町 第 4 生 産 緑 地 地 区	—	廃止 △約 0.13ha
39	岩 名 二 丁 目 第 1 生 産 緑 地 地 区	—	廃止 △約 0.05ha
41	岩 名 二 丁 目 第 3 生 産 緑 地 地 区	—	廃止 △約 0.08ha
42	岩 名 二 丁 目 第 4 生 産 緑 地 地 区	—	廃止 △約 0.13ha
43	岩 名 二 丁 目 第 5 生 産 緑 地 地 区	—	廃止 △約 0.19ha
44	岩 名 二 丁 目 第 6 生 産 緑 地 地 区	—	廃止 △約 0.11ha
45	岩 名 二 丁 目 第 7 生 産 緑 地 地 区	約 0.15ha	一部廃止 △約 0.09ha
46	岩 名 二 丁 目 第 8 生 産 緑 地 地 区	—	廃止 △約 0.11ha
54	柳 沢 新 田 第 3 生 産 緑 地 地 区	—	廃止 △約 0.07ha
58	柳 沢 新 田 第 7 生 産 緑 地 地 区	約 0.15ha	一部廃止 △約 0.31ha
67	清 水 第 9 生 産 緑 地 地 区	—	廃止 △約 0.05ha

名 称		面 積	備 考
番 号	生 産 緑 地 名		
68	清 水 第 1 0 生 産 緑 地 地 区	—	廃止 △約 0.11ha
79	花 井 新 田 第 3 生 産 緑 地 地 区	—	廃止 △約 0.07ha
82	二 ツ 塚 生 産 緑 地 地 区	—	廃止 △約 0.08ha
88	山 崎 第 6 生 産 緑 地 地 区	—	廃止 △約 0.15ha
93	山 崎 第 1 1 生 産 緑 地 地 区	約 0.51ha	一部廃止 △約 0.28ha
94	山 崎 第 1 2 生 産 緑 地 地 区	約 0.26ha	一部廃止 △約 0.12ha
105	山 崎 第 2 3 生 産 緑 地 地 区	—	廃止 △約 0.24ha
111	山 崎 第 2 9 生 産 緑 地 地 区	—	廃止 △約 0.07ha
116	山 崎 第 3 4 生 産 緑 地 地 区	—	廃止 △約 0.17ha
117	山 崎 第 3 5 生 産 緑 地 地 区	約 0.16ha	一部追加 約 0.02ha
130	山 崎 第 4 8 生 産 緑 地 地 区	約 0.14ha	一部廃止 △約 0.50ha
138	山 崎 第 5 6 生 産 緑 地 地 区	—	廃止 △約 0.27ha
142	山崎貝塚町第 1 生 産 緑 地 地 区	—	廃止 △約 0.17ha
143	山崎貝塚町第 2 生 産 緑 地 地 区	—	廃止 △約 0.12ha
157	関宿台町第 5 生 産 緑 地 地 区	約 0.16ha	一部廃止 △約 0.00ha
189	次 木 第 3 生 産 緑 地 地 区	—	廃止 △約 0.08ha
205	次木親野井第 5 生 産 緑 地 地 区	—	廃止 △約 0.11ha
計		約 1.63ha	△約 5.13ha

「位置及び区域は計画図表示のとおり」

理由：生産緑地法第 1 4 条の規定に基づく行為の制限の解除により、生産緑地としての機能が失われたため、当該地区について変更するもの。

また、生産緑地法第 8 条第 4 項に基づく通知により、生産緑地としての機能が失われたため、一部変更するもの。

生産緑地法運用に基づき、道連れ解除となった土地を隣接する生産緑地地区の一団とみなして指定するため、変更するもの。

<参考：変更概要>

番号	生産緑地名	所 在	変更要因
10	尾 崎 第 5 生産緑地地区	尾崎字小作 1081 番 " 1082 番 " 1083 番の一部 " 1086 番 1 の一部 " 1087 番の一部 " 1088 番 3 " 1089 番 3 " 1101 番 " 1111 番 " 1112 番 " 1113 番	主たる従事者の死亡 全部廃止（△約 0.34ha） ※特定生産緑地も解除済
15	尾 崎 第 1 0 生産緑地地区	尾崎字篠山 437 番 1 " 438 番 1	指定から 30 年経過 全部廃止（△約 0.07ha）
20	尾 崎 第 1 5 生産緑地地区	尾崎字篠山 482 番	指定から 30 年経過 一部廃止（△約 0.02ha）
24	尾 崎 第 1 9 生産緑地地区	尾崎字篠山 471 番 " 472 番 " 473 番 " 474 番 1 " 475 番 1 " 476 番 " 477 番 1	指定から 30 年経過 全部廃止（△約 0.26ha）
25	尾 崎 第 2 0 生産緑地地区	尾崎字遠島 682 番 1 " 683 番 1 " 684 番 2	指定から 30 年経過 全部廃止（△約 0.08ha）
30	尾 崎 第 2 5 生産緑地地区	尾崎字堂山 288 番 1 の一部	指定から 30 年経過 全部廃止（△約 0.07ha）
33	岩 名 一 丁 目 生産緑地地区	岩名一丁目 2 番 1 " 2 番 2	主たる従事者の死亡 全部廃止（△約 0.34ha） ※特定生産緑地も解除済
36	春 日 町 第 3 生産緑地地区	春日町 24 番 5	主たる従事者の故障 全部廃止（△約 0.11ha）
37	春 日 町 第 4 生産緑地地区	春日町 15 番 3 " 15 番 6	主たる従事者の故障 全部廃止（△約 0.13ha）

39	岩名二丁目第1 生産緑地地区	岩名二丁目 36 番 16	主たる従事者の死亡 全部廃止 (△約 0.05ha) ※特定生産緑地も解除済
41	岩名二丁目第3 生産緑地地区	岩名二丁目 34 番 3 " 34 番 4 " 34 番 5	主たる従事者の死亡 全部廃止 (△約 0.08ha) ※特定生産緑地も解除済
42	岩名二丁目第4 生産緑地地区	岩名二丁目 33 番 1 " 33 番 2 " 33 番 3	主たる従事者の死亡 全部廃止 (△約 0.13ha) ※特定生産緑地も解除済
43	岩名二丁目第5 生産緑地地区	岩名二丁目 32 番 1 " 32 番 2 " 32 番 3 " 32 番 15 " 32 番 19 " 32 番 20	主たる従事者の死亡 全部廃止 (△約 0.19ha) ※特定生産緑地も解除済
44	岩名二丁目第6 生産緑地地区	岩名二丁目 30 番 1 " 31 番 1 " 31 番 2 " 31 番 14	主たる従事者の死亡 全部廃止 (△約 0.11ha) ※特定生産緑地も解除済
45	岩名二丁目第7 生産緑地地区	岩名二丁目 29 番 8	主たる従事者の死亡 一部廃止 (△約 0.09ha) ※特定生産緑地も解除済
46	岩名二丁目第8 生産緑地地区	岩名二丁目 45 番 5	主たる従事者の死亡 全部廃止 (△約 0.11ha) ※特定生産緑地も解除済
54	柳沢新田第3 生産緑地地区	柳沢新田字甲子前 79 番 1 の一部	指定から 30 年経過 全部廃止 (△約 0.07ha)
58	柳沢新田第7 生産緑地地区	柳沢新田字向耕地 292 番 1 " 293 番	指定から 30 年経過 一部廃止 (△約 0.31 ha)
67	清水第9 生産緑地地区	清水字雨溜 182 番 1	指定から 30 年経過 全部廃止 (△約 0.05ha)
68	清水第10 生産緑地地区	清水字雨溜 192 番 1 の一部 " 194 番	指定から 30 年経過 全部廃止 (△約 0.11ha)

79	花井新田第3 生産緑地地区	花井新田字上野馬込 88 番	指定から 30 年経過 全部廃止 (△約 0.07ha)
82	二ツ塚 生産緑地地区	二ツ塚字毛蔵坊 42 番 5 二ツ塚字毛蔵坊 42 番 7	指定から 30 年経過 全部廃止 (△約 0.08ha)
88	山崎第6 生産緑地地区	山崎字宿里 1660 番 1	指定から 30 年経過 全部廃止 (△約 0.15ha)
93	山崎第11 生産緑地地区	山崎字中地 2004 番 " 2023 番 1 の一部	指定から 30 年経過 一部廃止 (△約 0.28ha)
94	山崎第12 生産緑地地区	山崎字中地 1960 番 1 " 1961 番 1 " 1992 番 1 " 1993 番 7	都市計画道路 3・4・20 号今上木野崎線の整備のため 生産緑地法第8条第4項に 基づく通知により一部廃止 一部廃止 (△約 0.12ha)
105	山崎第23 生産緑地地区	山崎字中地 2037 番 1 " 2037 番 2 " 2040 番 2	指定から 30 年経過 全部廃止 (△約 0.24ha)
111	山崎第29 生産緑地地区	山崎字殿山 2097 番 2	指定から 30 年経過 全部廃止 (△約 0.07ha)
116	山崎第34 生産緑地地区	山崎字上里 1068 番 1 " 1068 番 2 " 1070 番 2 " 1075 番 1 " 1077 番 1 " 1077 番 2	指定から 30 年経過 全部廃止 (△約 0.17ha)
117	山崎第35 生産緑地地区	山崎字上里 1075 番 1	隣接する生産緑地 (116 号 山崎第 34 生産緑地) が解除 されたことにより、道連れ 解除となった土地を当該生 産緑地の一団とみなす 一部追加 (約 0.02ha)
130	山崎第48 生産緑地地区	山崎字西新田 2239 番 2 " 2240 番 1 " 2253 番 3	主たる従事者の故障 一部廃止 (△約 0.50ha)

138	山崎第56 生産緑地地区	山崎字亀山 2639 番 2 " 2639 番 24 " 2639 番 25	指定から 30 年経過 全部廃止 (△約 0.27ha)
142	山崎貝塚町第1 生産緑地地区	山崎貝塚町 31 番 5 " 31 番 6 " 31 番 13	指定から 30 年経過 全部廃止 (△約 0.17ha)
143	山崎貝塚町第2 生産緑地地区	山崎貝塚町 9 番 5 " 9 番 10 " 9 番 11 " 9 番 12	主たる従事者の死亡 全部廃止 (△約 0.12ha)
157	関宿台町第5 生産緑地地区	関宿台町字西貳 360 番 1	県道結城野田線の整備のため、生産緑地法第8条第4項に基づく通知により一部廃止 一部廃止 (△約 0.00ha)
189	次木第3 生産緑地地区	なみき二丁目 22 番 11 " 22 番 12 " 22 番 13	主たる従事者の死亡 全部廃止 (△約 0.08ha)
205	次木親野井第5 生産緑地地区	なみき四丁目 16 番 4 " 16 番 5	主たる従事者の死亡 全部廃止 (△約 0.11ha)

生産緑地地区の変更の内訳総括表

今回の変更に関する区域				生産緑地地区全体の内訳			
地区数	追加	廃止	面積の増減	変更後		変更前	
				地区数	合計面積	地区数	合計面積
36 地区	約 0.02ha	約 5.15ha	△約 5.13ha	152 地区	約 25.37ha	180 地区	約 30.50ha

<参考：生産緑地法抜粋>

(生産緑地地区内における行為の制限)

第八条 生産緑地地区内においては、次に掲げる行為は、市町村長の許可を受けなければ、してはならない。ただし、公共施設等の設置若しくは管理に係る行為、当該生産緑地地区に関する都市計画が定められた際既に着手していた行為又は非常災害のため必要な応急措置として行う行為については、この限りでない。

- 一 建築物その他の工作物の新築、改築又は増築
- 二 宅地の造成、土石の採取その他の土地の形質の変更
- 三 水面の埋立て又は干拓

(途中省略)

- 4 生産緑地地区内において公共施設等の設置又は管理に係る行為で第一項各号に掲げるものをしようとする者は、あらかじめ、市町村長にその旨を通知しなければならない。

(生産緑地の買取りの申出)

第十条 生産緑地（生産緑地のうち土地区画整理法第九十八条第一項（大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第八十三条において準用する場合を含む。）の規定により仮換地として指定された土地にあつては、当該土地に対応する従前の土地。この項後段において同じ。）の所有者（以下「生産緑地所有者」という。）は、当該生産緑地に係る生産緑地地区に関する都市計画についての都市計画法第二十条第一項（同法第二十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定による告示の日から起算して三十年を経過する日（以下「申出基準日」という。）以後において、市町村長に対し、国土交通省令で定める様式の書面をもつて、当該生産緑地を時価で買い取るべき旨を申し出ることができる。この場合において、当該生産緑地が他人の権利の目的となつていときは、第十二条第一項又は第二項の規定による買い取る旨の通知書の発送を条件として当該権利を消滅させる旨の当該権利を有する者の書面を添付しなければならない。

- 2 生産緑地所有者は、前項前段の場合のほか、同項の告示の日以後において、当該生産緑地に係る農林漁業の主たる従事者（当該生産緑地に係る農林漁業の業務に、当該業務につき国土交通省令で定めるところにより算定した割合以上従事している者を含む。）が死亡し、又は農林漁業に従事することを不可能にさせる故障として国土交通省令で定めるものを有するに至つたときは、市町村長に対し、国土交通省令で定める様式の書面をもつて、当該生産緑地を時価で買い取るべき旨を申し出ることができる。この場合においては、同項後段の規定を準用する。

(都市計画決定年月日)

野田地域	平成 4 年 1 1 月 2 4 日	(法施行による新規指定)
関宿地域	平成 1 5 年 1 2 月 1 9 日	(市町村合併による新規指定)

都市計画変更スケジュール

